

利 用 上 の 注 意（国勢調査：人口、世帯）

1 国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成17年国勢調査はその18回目に当たります。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成17年国勢調査は簡易調査です。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみますと、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、昭和15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年、17年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられています。

なお、沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、昭和50年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって5回の国勢調査が実施されています。

調査の時期

平成17年国勢調査は、平成17年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われました。

調査の法的根拠

平成17年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われました。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

調査の地域

平成 17 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われました。

- (1) 齒舞群島，色丹島，国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

2 用語の解説

人 口

国勢調査の報告書等に掲載されている人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口（昭和 20 年の人口が掲載されている場合は、同年 11 月 1 日午前零時現在で行われた人口調査による人口）です。

また、我が国に復帰する前の沖縄県の人口が掲載されている場合、沖縄県の人口は、昭和 25 年，30 年及び 35 年が各年 12 月 1 日午前零時現在，40 年及び 45 年が各年 10 月 1 日午前零時現在の人口です。なお，昭和 20 年及び 22 年には，沖縄県では調査が行われていません。

調査した人口は，調査時において，調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは，調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち，当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか，又は住むことになっている人をいい，3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は，調査時にいた場所に「常住している人」とみなしています。

ただし，次の人については，それぞれ以下に述べる場所に「常住している人」とみなして，その場所で調査しています。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校，第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で，通学のために寄宿舎，下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は，その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し，又は入所している者はその入院先，それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所，陸上に生活の本拠のない者はその船舶
なお，後者の場合は，日本の船舶のみを調査の対象とし，調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか，調査時前に本邦の港を出航し，途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しています。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は，その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については，その基地隊本部）の

所在する場所

- 5 刑務所，少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち，死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は，その刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は，外国人を含めてすべて調査の対象としましたが，次の人は調査の対象から除外しています。

- 1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- 2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

人口についての上の定義は，昭和 30 年以降同一となっておりますが，昭和 25 年以前は以下のようになっています。

（大正 9 年～昭和 15 年）

調査した人口は「現在人口」です。現在人口とは，各人を調査時にいた場所で調査する方法（現在地方式）によった人口であり，一般の外国人はもとより，昭和 22 年以降の調査では調査の対象から除外している外交使節団等の構成員も含めたすべてを調査しています。また，調査時前に本邦を出港し，途中寄港しないで調査時後 4 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も，調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

なお，昭和 15 年の調査では，軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるとしないことを問わず，すべてその家族などのいる応召前の住所で調査しています。したがって，これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」が集計されています

（昭和 20 年・22 年）

調査した人口は「現在人口」です。調査時前に本邦を出港し，途中寄港しないで調査時後 2 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も，調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

昭和 20 年の人口調査では，陸海軍の部隊・艦船内にあった人及び外国人（韓国・朝鮮又は台湾国籍を有する人を除く。）は，調査の対象から除外しています。

また，昭和 22 年以降は，外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等は，調査の対象から除外しています。

（昭和 25 年）

調査した人口は「常住人口」です。昭和 25 年の調査では，常住の判定の基準となる居住期間を 6 か月以上としており，それぞれの住んでいる場所で調査しています。

ただし，精神病院，結核療養所等の入院患者又は療養者は，入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査しています。また，調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い人も，調査時後 3 日以内に入港した場合，調査時にお

いて本邦内に常住地を有する人とみなして、その船舶で調査しています。

このほかの取り扱いについては、調査の対象から除外した人の範囲を含めて、昭和 30 年調査以降と同様です。

なお、昭和 25 年の調査では、「現在人口」も調査し、集計しています。

面 積

報告書等に掲載し、また人口密度の算出に用いている全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、 1) 市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、 2) 境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがあります。これらについては、国勢調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記しています。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがありますので、利用の際には注意が必要です。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

また、沖縄県の面積のうち昭和 25 年は琉球列島軍政本部が、昭和 30 年～45 年は琉球政府がそれぞれ実施した国勢調査の報告書によっています。

人口密度については、各回国勢調査令等によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出しています。

年 齢

年齢は、調査日前日による満年齢です。

ただし、昭和 15 年及び 22 年の調査については、満年齢と数え年の両方の集計を行っています。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

未 婚—まだ結婚したことのない人

有配偶—妻又は夫のある人

死 別—妻又は夫と死別して独身の人

離 別—妻又は夫と離別して独身の人

国 籍

平成 17 年国勢調査では国籍を、「日本」のほか、以下のように 11 区分に分けています。

11 区分 — 「韓国，朝鮮」「中国」「フィリピン」「タイ」「インドネシア」「ベトナム」「イギリス」「アメリカ」「ブラジル」「ペルー」「その他」

平成 7 年及び 12 年国勢調査では「日本」のほか、以下のように 10 区分に分けています。

10 区分 — 「韓国，朝鮮」「中国」「フィリピン」「タイ」「フィリピン，タイ以外の東南アジア，南アジア」「イギリス」「アメリカ」「ブラジル」「ペルー」「その他」

昭和 60 年以前については「日本」のほか、「韓国，朝鮮」「中国」「アメリカ」「その他」の 4 区分としており，平成 2 年では，この 4 区分に「フィリピン」「フィリピン以外の東南アジア，南アジア」を加えた 6 区分としています。

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては，日本と日本以外の国の国籍を持つ人の国籍は「日本」，日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は，調査票の国名欄に記入された国としています。

ただし，昭和 50 年以前については，二つ以上の国籍を持つ人について，次のように取り扱っています。

- 1) 昭和 25 年は「その他」としています。
- 2) 昭和 30 年～50 年は調査票の国名欄の最初に記入された国によっています。ただし，昭和 40 年の場合，調査票に記入された国の中に韓国，朝鮮があるときは「韓国，朝鮮」とし，韓国，朝鮮がなく中国があるときは「中国」としています。

なお，昭和 35 年及び 40 年の沖縄県の調査では，「韓国，朝鮮」が「その他」に含まれています

従業地・通学地

従業地・通学地とは，就業者が従業している，又は通学者が通学している場所をいい，次のとおり区分しています。

自市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅—従業している場所が，自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお，併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれます。また，農林漁家の人で，自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合，自営の大工，左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれます。

自宅外—常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学－従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

(これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すもの
となっています。)

自市内他区－常住地が 15 大都市にある人で、同じ市（都）内の他の区に従業地・通学
地がある場合

県内他市区町村－従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

他県－従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

世帯の種類

昭和 60 年以降の国勢調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に
区分しています。

一般世帯とは、次のものをいいます。

- 1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に
関係なく雇主の世帯に含めています。
- 2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋な
どに下宿している単身者
- 3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいいます。なお、世帯の単位は、原則として下記の 1)、
2)及び 3)は棟ごと、4)は中隊又は艦船ごと、5)は建物ごと、6)は一人一人としています。

- 1) 寮・寄宿舍の学生・生徒－学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・
生徒の集まり
- 2) 病院・療養所の入院者－病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患
者の集まり
- 3) 社会施設の入所者－老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- 4) 自衛隊営舎内居住者－自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- 5) 矯正施設の入所者－刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在
院者の集まり
- 6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船
乗組員など

昭和 55 年以前の国勢調査での世帯の定義、世帯の種類は、昭和 60 年以降と以下のよう
に異なっています。

【昭和 55 年】

昭和 55 年では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分し、次のとおり定義していま

す。

普通世帯——住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数
に関係なくすべて雇主の世帯に含めています。

準世帯——普通世帯を構成する人以外の人又はその集まり

なお、準世帯については次のように区分しており、世帯の単位は、原則として
下記の 1)及び 2)は単身者一人一人、3)及び 5)は棟ごと、4)は施設ごと、6)及
び 7)は調査単位ごと、8)は一人一人としています。

- 1) 間借り・下宿などの単身者
- 2) 会社などの独身寮の単身者
- 3) 寮・寄宿舎の学生・生徒
- 4) 病院・療養所の入院者
- 5) 社会施設の入所者
- 6) 自衛隊営舎内居住者
- 7) 矯正施設の入所者
- 8) その他

なお、昭和 60 年国勢調査以降における一般世帯、施設等の世帯の区分と、昭和 55 年国
勢調査での普通世帯、準世帯との対応は次の表のとおりです。

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	<ul style="list-style-type: none">○ 住居と生計を共にしている人の集まり○ 一戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	<ul style="list-style-type: none">○ 間借り・下宿などの単身者○ 会社などの独身寮の単身者	<ul style="list-style-type: none">○ 寮・寄宿舎の学生・生徒○ 病院・療養所の入院者○ 社会施設の入所者○ 自衛隊営舎内居住者○ 矯正施設の入所者○ その他

世帯の家族類型

世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区
分した分類をいい、昭和 45 年から用いられています。

A 親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員
のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）
がいる場合もここに含まれます。例えば「夫婦のみの世帯」という
場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いか
ら成る世帯も含まれています。

- B 非親族世帯－二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- C 単独世帯－世帯人員が一人の世帯

さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

- 1) 夫婦のみの世帯
- 2) 夫婦と子供から成る世帯
- 3) 男親と子供から成る世帯
- 4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- 5) 夫婦と両親から成る世帯
 - 1 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2 夫婦と妻の親から成る世帯
- 6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - 1 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2 夫婦と妻の親から成る世帯
- 7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- 8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- 9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- 10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- 11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
 - 1 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 2 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- 12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - 1 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 2 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- 13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- 14) 他に分類されない親族世帯

なお、「II その他の親族世帯」について、5)、6)、7)、8)、11)及び12)を夫の親か妻の親かで細分した上記1、2の分類は、平成7年より用いられています。また、昭和45年及び50年は、「兄弟姉妹のみから成る世帯」が「他に分類されない親族世帯」に含まれています。

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれません。

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいいます。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族としています。

なお、国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届け出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいいます。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいいます。

母子世帯・父子世帯についての統計表は、昭和55年から利用できますが、昭和55年及び60年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていません。

高齢単身・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和55年から集計されていますが、その定義は各回調査で若干異なっています。

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいいます。

なお、昭和55年及び60年では、60歳以上の一人のみの世帯及び60歳以上の一人と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯を高齢単身世帯としています。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいいます。

なお、昭和55年及び60年では、いずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯及びいずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）をいい、平成2年では、いずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいっています。

人口集中地区

昭和 28 年の町村合併促進法及び昭和 31 年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和 35 年国勢調査から新たに人口集中地区を設定しています。

平成 17 年国勢調査の「人口集中地区」(DIDs: Densely Inhabited Districts の略)は、以下の 3 点を条件として設定しています。

- (1) 平成 17 年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が 1 km²当たり 4,000 人以上)が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成 17 年国勢調査時に 5,000 人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が 1 km²当たり 4,000 人に満たないものがありますが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためです。

<内容についての問い合わせ先>

広島県地域振興部地域振興対策局統計調査室(人口統計グループ)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082) 228-2111 内線 2533